る。国保会



現在の日本の健康保険制度は「国民皆保険」となっていて、国民全員がなんらかの健康 保険に必ず加入するよう法律で定められています。

健康保険の種類は、国民健康保険(以下[国保])と、国保以外の被用者保険(社会保険、 船員保険、共済組合保険など)があります。

▶勤務先などの被用者保険を喪失した時

新たな被用者保険(被扶養者を含む)などに加入しない場合は、国 保に加入する必要があります。

- 国保に加入するには、喪失から14日以内に届出が必要です。
- 「前の保険の資格喪失日が分かるもの(資格喪失連絡票)」と印かん をお持ちのうえ、役場の国保窓口へお越しください。
- 保険者間で資格の取得や喪失の情報のやりとりはできないため、 お早めに届出をお願いします。



国保税は、国保に加入した日から月割りで賦課され、翌月からの納付となります(例 外として、3~5月の加入届出の場合のみ7月からの納付となります)。

もし、届出が遅くなった場合でも、届出の日からではなく、前の保険の喪失日まで さかのぼっての加入となるため、国保税の納付額が思った以上に高額になってしまう こともあります。国保への加入の届出は忘れずにお願いします。

事業主さんへお願い

国保加入日の決定に必要ですので、雇用していた人が離職した時や、 船を降りた時(船員)などは、必ず資格喪失日を記載した健康保険の資格 喪失連絡票を離職者に渡してください。

●国保に加入した後で、新たに被用者保険などへ加入した時

- 14日以内に国保喪失の届出をお願いします。
- 新たに発行された被用者保険などの健康保険証・印かんを持って、 役場の国保窓口へお越しください。
- 今まで使っていた国保の被保険者証は回収します。対象になる方 全員の国保被保険者証をお持ちください。
- 国保の喪失の届出がないと、二重に健康保険に加入することにな りますので、必ず届出をしてください。



国保喪失の届出により、国保に加入していた期間の国保税を月割で再計算し通知し ます。納付額が多ければ還付し、少なければ不足額の納付が必要です。

この他にも不明な点などがありましたら、お気軽にお問い合わせください。

○お問い合わせ 【本 庁】住民課 国保係

☎43-2800(課直通)

【佐賀支所】地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3111(課直通)